

仕様書（案）

1 件名

プラスチック中間処理業務委託（単価契約分）

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

北区清掃事務所指定場所

4 目的

本件は、発注者が分別収集したプラスチック使用製品であるプラスチック製容器包装（以下「容器プラ」という。）及び容器包装以外のプラスチック使用製品（以下「製品プラスチック」という。）と不適合物（残渣）に選別するための業務委託である。

5 契約方法

プラスチック使用製品1kgあたりの選別、圧縮・梱包、保管業務に要する経費に基づく単価契約とする。なお、1kg未満の数量は切り捨てとする。

6 予定数量

（1）令和8年度 合計 2,650,000kg

内訳

ア プラスチック使用製品 2,533,400kg

イ 再資源化不適合物 116,600kg

※予定数量は、あくまで予定の数量のため、実際の数量には、増減が生じる場合がある。

7 業務内容

- （1）受注者は、発注者が分別収集したプラスチック使用製品を自らが保有する処理施設において、適正かつ確実に計量、処理（選別、圧縮・梱包・保管業務）を行い、再資源化適合物は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ法」という。）第32条で決定した再商品化事業者へ適正かつ適切な方法で引き渡しを行うこと。
- （2）受注者は、発注者が分別収集したプラスチック使用製品を引き受けた後は、受注者の責任において適切な管理を行うこと。
- （3）受注者は、プラ法及び指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）の規定に従い、選別、圧縮・梱包・保管業務を行うこと。
- （4）受注者は、発注者が分別収集したプラスチック使用製品において、過度な選別などを行うことなく分別でき、当該プラスチック使用製品を破碎処理するなどの結果、売却可能な製品となる

場合は、別途発注者との間で、当該製品に対する売却契約を締結すること。

- (5) 受注者は、前項までで発生した不適合物（残渣）について、数量を確定し、発注者が指定する清掃車（小型プレス車など）に積み込みを行うこと。
- (6) 受注者は、中間処理に適さない物が搬入された場合も品目に応じて発注者と協議し、資源化できる物は再生処理を行うこと。また、資源化できない物は、不適合物（残渣）と同様の扱いとすること。
- (7) 受注者は、本件業務により再商品化された資源物は、再商品化事業者に引き渡した種類及び数量などを発注者へ報告すること。なお、不適合物（残渣）についても同様に、発注者へ報告すること。
- (8) 収集作業日
 - ア プラスチック使用製品の収集作業日は、履行期間内における各月、1日から末日までのうち日曜日を除く、月曜日から土曜日を予定とする。なお、搬入予定日は、別紙「七曜予定表」のとおりとする。ただし、発注者の都合により変更する場合は、都度協議とする。
 - イ プラスチック使用製品の引き渡しは、清掃車（小型プレス車、軽小型貨物車など）により発注者が搬送・引き渡しを行う。台数は一日当たり、20台から50台程度を予定する。
 - ウ 不適合物（残渣）の回収日は、履行期間内における各月の1日から末日までの日曜日を除く、月曜日から土曜日を予定する。
 - エ プラスチック使用製品の搬入時間及び不適合物（残渣）の回収時間は、収集作業日の8時から16時とする。ただし、12時から13時までを除く。
 - オ 上記の引き渡し日及び搬入時間によらない場合は、別途協議とする。
- (9) プラスチック使用製品の計量
 - ア 発注者が搬入したプラスチック使用製品は、搬入車両ごとに遅滞なく計量、点検すること。
 - イ 受注者は、荷下ろし後の車両に計量伝票を交付し、控えは受注者が保管すること。
 - ウ 発注者が搬入したプラスチック使用製品は、他の自治体から引き取ったプラスチック使用製品と混合せず一貫して計量、点検し、そこから出た不適合物（残渣）も点検、計量し数量を確定すること。
 - エ 受注者が分別したプラスチック使用製品について、受注者の圧縮梱包施設において圧縮・梱包すること。
 - オ 再商品化事業者に引き渡しを行うべールについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が推奨する方式（「令和7年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」）に準拠するよう努めること。
 - カ 圧縮・梱包したプラスチック使用製品は、プラ法に基づく指定保管場所として、再商品化事業者と打ち合わせのうえ、引き取りがあるまで適切に保管すること。
 - キ 受注者は、分別後の資源物以外の不適合物（残渣）については、発注者が指定する者に引き渡すこと。
 - ク 受注者は、分別後の不適合物（残渣）のうち、びん・缶・ペットボトル等については、可能な限り資源化を行うこと。事前に定めた資源化可能物の種類や範囲を変更する場合は、双方協議のうえ定めることとする。

- ケ 受注者は、作業日毎の引き取り量を記録すること。
- コ 受注者は、本件業務に係る数量調査や、その他調査の必要が生じた場合は、誠意をもってこれに協力すること。

(10) 特記事項

- ア 中間処理施設のメンテナンスなど維持管理を行う場合においても、発注者のプラスチック使用製品の受け入れ態勢に支障がないこと。
- イ 中間処理施設が、何らかの事情で一時的に搬入ができなくなった場合においても、発注者が搬送したプラスチック使用製品の受け入れ態勢に万全を期すこと。

(11) 責任の移転

本件業務は、履行場所において、発注者または発注者が指定する者による引渡し完了した時点をもって、プラスチックを原因とした事故に対する責任についても、受注者に移転するものとする。

9 実績報告書

受注者は、各月の作業終了後、翌月の20日までに、以下を発注者へ提出すること。
20日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

(1) 作業報告

作業報告には、作業日毎に以下の項目を記載すること。

①搬入量(kg表記とする)、②搬入回数、③搬入時刻、④搬入時ごとの計量伝票

(2) プラスチック使用製品を含めた資源化物ごとの品目別数量報告書

(3) 不適合物(残渣)計量伝票

10 従事者

- (1) 受注者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。
- (2) 受注者は、本件の統括的な業務を担う主任責任者及び本件業務が履行される現場での責任者である主任作業責任者を配置すること。
- (3) 受注者は、従事者に対して十分な教育を行い、事故などの発生を未然に防止すること。
- (4) 受注者は、障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者雇用に努めること。

11 機材等

受注者は、自らの費用負担において以下の機材を準備すること。

- ①計量設備、②資源化等に必要な機材(破袋機、金属分類機など)、
- ③その他本件業務に必要なとなる機材

12 環境への配慮

- (1) 受注者は、東京都北区環境基本条例(平成18年3月東京都北区条例第3号)第6条に規定する事業者の責務を果たすよう努めること。

- (2) 本業務において使用する車両のうちディーゼル車は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- (3) 適合確認のため、当該自動車の自動車検査証（車検証）及び粒子状物質減少装置装着証明書などの提示または、写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

1.3 検査

受注者は、月ごとに実績報告書、委託完了届など必要書類を発注者に提出し、完了検査を受けること。

1.4 支払方法

発注者は、受注者から提出のあった実績報告書などにより委託業務内容を確認した後、受注者からの適正な請求書に基づき月ごとに支払う。支払金額は、契約単価に確定数量を乗じた金額に消費税額を加算し、1円未満を切り捨てた金額とする。

1.5 立入検査等

- (1) 発注者は、受注者のプラスチック使用製品の品質状況、作業内容及び各種報告書ならびに伝票内容について、予告なく立ち入り検査を実施することができ、受注者はこれを拒んではならない。また、発注者が同伴する者に対しても同様に受入れること。
- (2) 発注者より施設等の見学要請があった場合には日程等を調整のうえ、適切に対応すること。

1.6 安全管理

- (1) 受注者は、業務の履行に際して事故などの発生を防ぐための安全対策を十分に講じ、万が一業務の履行に際して事故などが発生した場合は、直ちに発注者に報告をすること。
- (2) 受注者は、業務の履行に際して受注者の責めに帰すべき理由により、発注者または第三者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害を賠償すること。
- (3) 受注者の責めに帰すべき理由により事故が発生した場合、発注者は何ら責任を負わないものとする。

1.7 禁止事項

受注者は、契約の履行に際して次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 受注者が、発注者または発注者が指定する者が搬入したプラスチック使用製品を持ち出し、または他の用途に使用すること。
- (2) 搬入量、搬入時間、資源物の種類や数量の改ざん等、虚偽の報告をすること。
- (3) 受注者は、本委託業務中に知り得た事項を発注者の許可なく公表し、または利用すること。
- (4) その他、発注者が禁止する行為を行うこと。

18 その他

- (1) 受注者は、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守すること。
- (2) 受注者は、本業務に関係のある法令（労働基準関係法令、環境法令等）について遵守すること。
- (3) 受注者は、プラスチック使用製品のうち、発注者が先進的な資源化の取り組みや実証実験などに参加することを決めた場合は、受注者が対応可能な範囲において、協力すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者双方で協議のうえ、これを決定すること。

令和8年度 プラスチック中間処理業務委託(単価契約分)

 作業休日

 祝日作業

 年末年始休業

【別紙】七曜予定表

令和8年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
4 月 平常作業日数 25 日 祝日作業日数 1 日						

令和8年7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
7 月 平常作業日数 26 日 祝日作業日数 1 日						

令和8年10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
10 月 平常作業日数 26 日 祝日作業日数 1 日						

令和9年1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
1 月 平常作業日数 23 日 祝日作業日数 1 日						

令和8年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
5 月 平常作業日数 23 日 祝日作業日数 3 日						

令和8年8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
8 月 平常作業日数 25 日 祝日作業日数 1 日						

令和8年11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
11 月 平常作業日数 23 日 祝日作業日数 2 日						

令和9年2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						
2 月 平常作業日数 22 日 祝日作業日数 2 日						

令和8年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
6 月 平常作業日数 26 日 祝日作業日数 0 日						

令和8年9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
9 月 平常作業日数 23 日 祝日作業日数 3 日						

令和8年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
12 月 平常作業日数 26 日 祝日作業日数 0 日						

令和9年3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
3 月 平常作業日数 26 日 祝日作業日数 1 日						

年間	
平日	294
祝日	16
合計	310